

# 天理大学ソフトテニス球友会会則

改正 2017年5月20日

- 第1条(名称) 本会は天理大学ソフトテニス球友会と称する。
- 第2条(目的) 本会は卒業生の親睦をはかり、あわせて天理大学ソフトテニス部の向上発展を促進することを目的とする。
- 第3条(会員) 本会は天理大学ソフトテニス部卒業生をもって組織する。ただし、その他にして本会の趣旨に賛同の向きは、別に賛助会員として入会、協力をお願いする。  
会員は、本会の事業に参加し、会費を納入する。
- 第4条(事務所) 本会の事務所を事務局長宅に置く。
- 第5条(事業) 本会の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 会員相互の連絡調整と親睦を行う。  
2. 天理大学ソフトテニス部への援助を行う。  
3. その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。
- 第6条(役員) 本会に次の役員を置く。
- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 会 長       | 1 名                |
| 副 会 長     | 若干名                |
| 事 務 局 長   | 1 名                |
| 副 事 務 局 長 | 若干名                |
| 常 任 理 事   | 若干名                |
| 理 事       | 各学年代表者・地域別代表者(複数可) |
| 庶 務       | 2 名                |
| 会 計       | 2 名                |
| 会 計 監 査   | 2 名                |
| 顧 問       | 若干名                |
| 相 談 役     | 若干名                |
- 第7条(役員の出選) 役員の出選は次のとおり行う。  
1. 会長は総会に於いて会員の中から選出する。  
2. 各役員は会長が委嘱する。  
3. 顧問は球友会長経験者および本会のために特に功績ありと認められた中から、総会の議を経て会長が委嘱する。  
4. 相談役は球友会副会長経験者および本会のために特に功績ありと認められた中から、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 第8条(役員の任務) 役員の任務は次のとおりとする。  
1. 会長 本会を代表し会務を総括する。  
2. 副会長 会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。  
3. 事務局長 会長を補佐し理事会を総括しその運営に当たる。  
4. 副事務局長 事務局長を補佐し事務局長に事故あるときはその職務を代行する。  
5. 常任理事及び理事 本会の目的達成のための企画運営を担当する。  
6. 庶 務 総会の議事録及び球友発行をする。  
7. 会 計 本会の会計事務を取り会計報告をする。  
8. 会計監査 本会の会計を監査する。  
9. 顧 問 重要事項につき会長の諮問に応じる。  
10. 相談役及び参与 重要事項につき会長の諮問に応じる。
- 第9条(役員の任期) 役員の任期は1期2ヵ年とする。但し連続して2期を超えることは出来ない。

第 10 条 (総 会)

1. 総会は毎年 1 回これを開く。但し、理事会に於て必要と認めたとき、又は会員の三分の二以上の要求があったときには臨時総会を開く。
2. 総会は会長が招集し、その議長となる。
3. 総会において次のことを行う。
  1. 事業報告、収支決算報告及び監査報告とその承認。
  2. 事業計画、収支予算案の説明とその承認。
  3. 役員選出。
  4. その他重要事項の審議決定をする。
4. 総会の議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。
5. 総会の議事録に記録し、会長はこれに署名捺印して保存する。

第 11 条 (理 事 会)

1. 理事会は本会運営のための常時議決機関であり、渉外機関でもある。

第 12 条 (地区別組織)

本会の事務遂行のため地区別責任者を会長が委嘱し、一層綿密な運営を期するものとする。

第 13 条 (会 計)

1. 本会の経費は会費、寄付金その他の収入によってこれに充てる。
2. 会計年度は毎年 1 月 1 日より翌年の 10 月 31 日までの期間とする。

第 14 条 (脱 会)

1. 本人の申出により理事会の承認を得て脱会することができる。

第 15 条 (会則の改正)

本会則の改正は総会の決議による。

第 16 条 (会則の発効日)

本会則は 2017 年 5 月 20 日から発効する。

## 附 則

第 1 条 会費は年額 5 千円とする。なお、本会の趣旨にかんがみ、別に年間寄付等一口千円以上を募る。

昭和 41・7・1

成立

昭和 45・6・7

会費改正

昭和 50・4・13

副会長新設・会費改正

昭和 59・4・14

会費改正(5,000 円)

平成 20・3・29

本会名称の変更

平成 29・5・20

会則改正